

経済産業省

輸出注意事項 22 第 35 号
平成 22・11・02 貿局第 3 号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 12 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通達の施行前に改正前のこの通達の規定による一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可又は特定子会社包括許可を受けた者又はこの通達の施行の際に現にこの通達の規定による一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可又は特定子会社包括許可を受けた者は、改正後のこの通達の規定による一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可又は特定子会社包括許可を受けたものとみなす。
- 3 前条の規定により改正後のこの通達の規定による一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可又は特定子会社包括許可を受けたとみなされる者は、改正後のこの通達に規定される一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可又は特定子会社包括許可に係る条件を履行しなければならない。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改正後	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般包括許可の要件</p> <p>(1) 一般包括輸出許可</p> <p>輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）を整備し、その輸出管理内部規</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般包括許可の要件</p> <p>(1) 一般包括輸出許可</p> <p>輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）を整備し、その輸出管理内部規</p>

程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、特定の地域を仕向地として輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、一般包括輸出許可を行う場合における評価対象としない。

(2) 一般包括役務取引許可

輸出管理内部規程を整備し、その輸出管理内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、特定国において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、一般包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、特定の地域を仕向地として輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、一般包括輸出許可を行う場合における評価対象としない。

(2) 一般包括役務取引許可

輸出管理内部規程を整備し、その輸出管理内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施する者が、特定国において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、一般包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

(3) (略)

3 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出許可の範囲は次の①又は②に該当する輸出とする。

ただし、アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、一般包括輸出許可は適用できない。

① 別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出

② 輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物のイラン、リビア及び輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ 本邦から輸出された貨物の評価、検査、修理又は交換のために輸入された貨物（本邦から輸出された貨物が組み込まれた他の貨物を含む。）の輸出（当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ 本邦に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

(3) (略)

3 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとする。

ただし、アフガニスタン、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、一般包括輸出許可は適用できない。

ハ 当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われる輸出であって、その輸入の許可の日から一年以内に行われるもの（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別紙1左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができるものとする。

(2) 一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②に該当する取引とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下同じ。）の組合せとなる取引（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「一般」と表記されていることを要する。））。

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下同じ。）の組合せとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「一般」と表記されていることを要する。））。

なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第2

② 外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げる技術をイラン、リビア及び輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の外国において提供する取引又は当該外国の非居住者に提供する取引のうち、外国から提供された、又は外国の非居住者から提供された技術（以下単に「外国から提供された技術」という。）を返送するために行われる技術の提供であって次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る技術の提供」という。）。

イ 返送に係る輸出に際して行われる、輸出される貨物に内蔵又は付随する技術データの提供（当該技術の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ 本邦から提供された技術であって、評価、検査、修正又は交換等のために返送された技術の再提供（当初の提供時から当該技術の性能、特性等の変更がないか又は軽微な変更に限る。）

ハ 外国から提供された技術の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等技術の提供を受けた者の予期しなかったものであるために行われる返送のための技術の提供（提供を受けた時から当該技術の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ニ 当該技術の分析、評価等のために無償で一時的に外国から提供された技術の返送のために無償で行われる技術の提供であつ

5条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

て、提供を受けた日から一年以内に行われるもの（提供を受けた時から当該技術の性能、特性等の変更がないか又は軽微な変更に限る。）

なお、返送に係る技術の提供に該当する技術の提供であって、外為令別表の2の項から15の項までの中欄に掲げる技術であるか16の項の中欄に掲げる技術であるか必ずしも明らかでないものの提供についても、別紙2左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る技術の提供と同様の取扱を行うことができるものとする。

4～10 （略）

II 特定包括許可

1・2 （略）

3 特定包括許可の範囲

(1) （略）

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当

4～10 （略）

II 特定包括許可

1・2 （略）

3 特定包括許可の範囲

(1) （略）

(2) 特定包括役務取引許可

特定包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとする（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）

該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。)

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

4～10 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)

(別紙1)

一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。	
(2) <u>一般包括輸出許可に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者について、あらかじめ定められた手続に従って確認を行い、当該輸出が一般包括輸出許可の範囲又は</u>	1) <u>需要者が確定していない輸出(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあつては、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて</u>

が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特定」と表記されていることを要する。)

なお、特定包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

4～10 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)

(別紙1)

一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。	
(新設)	

<p><u>条件に適合していることを確認すること。</u></p> <p>(3) <u>一般包括輸出許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、一般包括輸出許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。</u></p> <p>① <u>輸出者の作成する、当該輸出が返送に係る輸出であることを証する書類</u></p> <p>② <u>返送される貨物の輸入</u></p>	<p><u>転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）。</u></p> <p>2) <u>返送に係る輸出を行うにあたっては、返送のための輸出であること（用途）、輸入元と同一の者に返送すること（需要者）及び返送に係る輸出の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。</u></p> <p>1) <u>包括許可取扱要領 I 3 (1) ②イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第1の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項と</u></p>	<p>(新設)</p>	
---	---	-------------	--

<p><u>許可通知書又はこれに代わる税関の証明書</u></p> <p>③ <u>返送される貨物が輸入された際のインボイス、B/L（船荷証券）、AWB（航空貨物運送状）又はパッキングリストのいずれか一つ</u></p> <p>(4) <u>一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間、返送に係る輸出の場</u></p>	<p><u>して盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がI3(1)②イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、I3(1)②ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、(4)の対象書類としてあわせて保存すること。</u></p>	<p>(2) <u>一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。</u></p>	
--	--	--	--

<p>合は7年間保存すること。</p> <p>(5) 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p>	<p>1) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の様式3に定めるものとする。</p> <p>2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。</p> <p>3) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>4) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する</p>	<p>(3) 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p>	<p>1) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の様式3に定めるものとする。</p> <p>2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。</p> <p>3) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>4) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する</p>
---	--	---	--

<p>(6) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p>	<p>包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の様式4によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p>	<p>(7) <u>核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であつて軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して</u></p>	<p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>「その他の軍事用途」と</p>	<p>(4) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p>	<p>包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の様式4によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p>	<p>(5) <u>核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。</u></p>	<p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。</p> <p>「その他の軍事用途」と</p>
--	---	---	--	--	---	--	--

一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

(表1)

	用途	核兵器等	その他の
	仕向地	の開発等	軍事用途
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	

は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用

は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用

	用途	核兵器等	その他の
	仕向地	の開発等	軍事用途
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	

用いられ る疑いが ある場合	輸出令別 表第3に 掲げる地 域	届出	報告
	上記以外		届出

(表2)

	仕向地	輸出令別表第3に掲げる 地域以外
輸出される貨物の需要 者が軍若しくは軍関係機 関又はこれらに類する機 関である場合		届出(注3)

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容

途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある

用いられ る疑いが ある場合	輸出令別 表第3に 掲げる地 域	届出	報告
	上記以外		届出

途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成13年経済産業省令第249号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容

<p>について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。</p> <p>(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。</p> <p>(注3) <u>輸出される貨物がストック販売される場合</u>にあつては、<u>需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。</u></p>	<p>場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であつて、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。</p> <p>5) <u>軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。</u></p> <p><u>ただし、これらの機関を需要者とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。</u></p> <p>1. <u>病院等において、医療行為に用いられることが明らかな場合</u></p> <p>2. <u>会計事務等の事務処理のために用いられることが明</u></p>	<p>について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。</p> <p>(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。</p>	<p>場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であつて、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。</p>
---	---	--	---

	<p><u>らかな場合</u></p> <p><u>3. もっぱら事故・災害防止</u> <u>又は人命救助のために用い</u> <u>られることが明らかな場合</u></p> <p><u>6)</u> 届出は、様式第9によるものとする。</p> <p><u>7)</u> 報告は様式第10により行うものとする。</p> <p><u>8)</u> <u>おそれが少ないと認められる場合とは、輸出される貨物と同種の貨物が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の貨物が過去提供された旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び貨物の輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合のいずれにも該当しない場合をいう。</u></p>		<p><u>5)</u> 届出は、様式第9によるものとする。</p> <p><u>6)</u> 報告は様式第10により行うものとする。</p>
--	--	--	---

<p>(8) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。</p> <p>(9) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。</p> <p>(10) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるも</p>	<p>1) 同一の契約に係る輸出が複数月に渡る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告するものとする。</p> <p>2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。</p>	<p>(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。</p> <p>(7) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。</p> <p>(8) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるもの</p>	<p>1) 同一の契約に係る輸出が複数月に渡る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告するものとする。</p> <p>2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。</p>
---	---	---	---

<p>のとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。</p> <p><u>(11)</u> 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p><u>(12)</u> 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>		<p>として経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。</p> <p><u>(9)</u> 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p><u>(10)</u> 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。</p>	
(別紙 2)		(別紙 2)	
一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用	一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実		(1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実	

<p>施すること。</p> <p><u>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用をする者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</u></p> <p><u>(3) 一般包括役務取引許可に</u></p>	<p><u>1) 利用をする者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、利用をする者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括役務取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）。</u></p> <p><u>2) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること（用途）、提供元と同一の者に返送すること（利用をする者）及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。</u></p> <p><u>1) 包括許可取扱要領 I 3</u></p>	<p>施すること。</p> <p>(新設)</p>	
---	--	---------------------------	--

<p><u>基づき返送に係る技術の提供を行う際は、提供に先立ち、当該技術の提供が返送に係る技術の提供であることを証する書類を作成すること。</u></p>	<p><u>(2) ②イからニのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る技術の提供の経緯、提供される技術の概要（提供される技術が外為令別表の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該技術の取扱の状況及び提供元を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る技術の提供がI3(2)②ロに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、I3(2)②ハに該当する場合は取引の相手方又は利用する者が作成する当該技術の返送を求め書類、I3(2)②ニに該当する場合は当該技術が無償で本邦に提供され及び外国に提供されることを証する書類を参考資料として入手し、(4)の対象書類としてあわせて保存すること。</u></p>		
---	---	--	--

<p>(4) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の<u>5</u>から<u>15</u>までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、<u>返送に係る技術の提供の場合は7年間保存すること。</u></p>	<p>1) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の様式3に定めるものとする。</p> <p>2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。</p> <p>3) 初めて包括許可を申請した</p>	<p>(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の<u>5</u>から<u>14</u>までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。</p>	<p>(3) 一般包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</p> <p>1) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の様式3に定めるものとする。</p> <p>2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。</p> <p>3) 初めて包括許可を申請した</p>
--	---	---	---

<p>(6) <u>包括許可取扱要領 I の 3 (2) ①に該当する一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の 2 から 1 4 の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の実績について、 (5)</u></p>	<p>者であって、その申請が 5 月 1 日から 7 月 3 1 日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>4) 2 以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず 1 通の提出のみとする。</p> <p>1) <u>報告するときは様式第 9 の 2 によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>者であって、その申請が 5 月 1 日から 7 月 3 1 日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。</p> <p>4) 2 以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず 1 通の提出のみとする。</p>
--	---	-------------	---

<p><u>の輸出者等概要・自己管理チェックリストの提出の際に、あわせて経済産業大臣に報告すること。</u></p> <p><u>(7)</u> 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p><u>(8)</u> 核兵器等の開発等若しくは<u>その他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を利用する者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に</u></p>	<p>1) 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の様式4によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。 「その他の軍事用途」とは、</p>	<p><u>(4)</u> 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</p> <p><u>(5)</u> 核兵器等の開発等又は<u>その他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告すること</u></p>	<p>1) 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の様式4によるものとする。</p> <p>2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</p> <p>1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。 「その他の軍事用途」とは、</p>
--	--	---	--

対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

(表1)

	用途	核兵器等	その他の
	提供地	の開発等	軍事用途
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告

輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引

が必要とされる。

	用途	核兵器等	その他の
	提供地	の開発等	軍事用途
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告

輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引

	上記以外		届出
--	------	--	----

(表 2)

提供地	輸出令別表第3に掲げる 地域以外
提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出(注3)

(注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から

に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

	上記以外		届出
--	------	--	----

に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

(注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から

<p>通知を受けたときに限り、失効する。</p> <p><u>(注3) 提供される技術がストック販売される場合にあつては、利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。</u></p>	<p>4) 「利用される疑いがある場合」とは、上記2)、3)以外の場合であつて、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。</p> <p>5) <u>軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。</u></p> <p><u>ただし、これらの機関を利用する者とする場合であつても、懸念がないことが明らかなる場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。</u></p> <p><u>1. 病院等において、医療行為に用いられることが明らかなる場合</u></p> <p><u>2. 会計事務等の事務処理の</u></p>	<p>通知を受けたときに限り、失効する。</p>	<p>4) 「利用される疑いがある場合」とは、上記2)、3)以外の場合であつて、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。</p>
--	--	--------------------------	--

	<p><u>ために用いられることが明らかな場合</u></p> <p><u>3. もっぱら事故・災害防止又は人命救助のために用いられることが明らかな場合</u></p> <p><u>6)</u> 届出は、様式第9によるものとする。</p> <p><u>7)</u> 報告は様式第11により行うものとする。</p> <p><u>8)</u> <u>おそれが少ないと認められる場合とは、提供される技術と同種の技術が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の技術が過去提供された旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び取引の相手方若しくは利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合</u></p>		<p><u>5)</u> 届出は、様式第9によるものとする。</p> <p><u>6)</u> 報告は様式第11により行うものとする。</p>
--	---	--	---

<p>(9) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。</p> <p>(10) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締め取引実績を翌月末日まで報告するものとする。</p> <p>(11) 一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を</p>	<p><u>のいずれにも該当しない場合をいう。</u></p> <p>1) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。</p> <p>2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。</p>	<p>(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。</p> <p>(7) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締め取引実績を翌月末日まで報告するものとする。</p> <p>(8) 一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨</p>	<p>1) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。</p> <p>2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。</p>
---	---	--	---

妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(12) 一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(13) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別紙 3) ~ (別紙 8) (略)

様式第 1 (I-4 (1) 関係) 別添 A 参照

げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(9) 一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別紙 3) ~ (別紙 8) (略)

様式第 1 (I-4 (1) 関係) 別添 A 参照

様式第2 (I-4 (2) 関係) 別添B参照

様式第3 (II-4 (1) 関係) 別添C参照

様式第4 (II-4 (2) 関係) 別添D参照

様式第5 (III-4 (1) 関係) 別添E参照

様式第6 (III-4 (2) 関係) 別添F参照

様式第7 (IV-6 (1) 関係) 別添G参照

様式第8 (IV-6 (2) 関係) 別添H参照

様式第9 (略)

様式第9の2 別添I参照

様式第10～15 (略)

別表A・別表B (略)

様式第2 (I-4 (2) 関係) 別添B参照

様式第3 (II-4 (1) 関係) 別添C参照

様式第4 (II-4 (2) 関係) 別添D参照

様式第5 (III-4 (1) 関係) 別添E参照

様式第6 (III-4 (2) 関係) 別添F参照

様式第7 (IV-6 (1) 関係) 別添G参照

様式第8 (IV-6 (2) 関係) 別添H参照

様式第9 (略)

(新設)

様式第10～15 (略)

別表A・別表B (略)

様式第1 (I-4 (1) 関係) (改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括輸出許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括輸出許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(1)に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(1)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は 記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

削る

一般包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括輸出許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(1)に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(1)に掲げる条件 <u>(裏面参照)</u> に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。
- (3) 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (4) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (5) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	/
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。
「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

- (6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (7) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締め輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。
- (8) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Iの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第2 (I-4 (2) 関係)
(改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(2)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※枠の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

削る

様式第2 (I-4 (2) 関係) (現行)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの3の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	の規定により	次の条件を付して許可する。
		許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIの5の(2)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。
- (3) 一般包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (4) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (5) 核兵器等の開発等又はその他の軍用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して一般包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍用途
	提供地		
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効 (注2)	/
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

- (注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。
「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。
- (注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

- (6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (7) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当該月の末締め取引実績を翌月末日まで報告するものとする。
- (8) 一般包括役務取引許可の範囲に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する一般包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 一般包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Iの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※斜の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第3 (II-4 (1) 関係)
(改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。
取引の内容

- 1 買主 _____
住所 _____
- 2 荷受人 _____
住所 _____
- 3 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____
住所 _____
- 4 仕向地 _____
経由地 _____
- 5 特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲

--

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(1)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは A列4番とします。

(削る)

様式第3 (II-4 (1) 関係) (現行)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。
取引の内容

- 買主 _____
住所 _____
- 荷受人 _____
住所 _____
- 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____
住所 _____
- 仕向地 _____
経由地 _____
- 特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲

--

※許可又は不許可

この申請を、

}	外国為替及び外国貿易法第48条第1項
	外国為替及び外国貿易法第67条第1項
	輸出貿易管理令第8条第2項

の規定により

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(1)に掲げる条件 <u>(裏面参照)</u> に従うこと。
--

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅡの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。
- (4) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対し特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）
- (8) 特定包括輸出許可の範囲の貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別紙2)

その

買主

住所

荷受人・需要者の別	荷受人又は需要者の名称	住 所

- 注 (1) 別紙2については、同一の特定包括輸出許可申請書により複数の買主について申請する場合に作成し、申請書にのり付けにより添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第4 (II-4 (2) 関係)

(改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 取引の相手方 _____

住所 _____

2 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者) _____

住所 _____

3 特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

--

※ 許可又は不許可

この申請を、
{ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(2)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

消る

別紙1)

(利用する者が複数の場合)

利用する者の名称	住所

注 (1) 別紙1については、同一の特定包括業務取引許可申請書により、取引の相手方が単一であり、かつ利用する者が複数である申請を行う場合に作成し、申請書このり付加により添付してください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第4 (II-4 (2) 関係) (現行)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 取引の相手方 _____

住所 _____

2 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者) _____

住所 _____

3 特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの5の(2)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 特定包括役務取引許可に係る取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。
- (4) 特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍用途
	提供地		
利用される場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
利用されるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	
利用される疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (8) 特定包括役務取引許可の範囲に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領IIの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※斜め欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別紙2) その

取引の相手方 _____

住所 _____

利用する者の名称	住所

注 (1) 別紙2については、同一の特定包括役員取引許可申請書により複数の取引の相手方について申請する場合に作成し、申請書このり付けにより添付してください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第5（Ⅲ－4（1）関係）（改正後）（傍線部分は改正部分）

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括輸出許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出許可の範囲

本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外国為替令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあつては、当該技術の不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）のうち、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものを輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）。

※許可又は不許可

この申請を、 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 }	の規定により	次の条件を付して許可する。
		許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の（1）に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(削る)

(2枚目)

通関

税関 申告番号	商品名	船積 数量	輸出の理由 (不良品の返 品、修理、異 品のいずれ かを記入)	送状 金額	積 出 港	※通関 年月日	※税関 記 名 押 印

注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 申請書にのり付けにより添付してください。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第5（Ⅲ－4（1）関係）（現行）

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特別返品等包括輸出許可申請書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出許可の範囲

本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外国為替令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあっては、当該技術の不具合による返品、修理（本邦において使用するために提供されたもの又は提供されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）のうち、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものを輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）。

※許可又は不許可

この申請を、	{ <ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 }	の規定により	次の条件を付して許可する。
			許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の（1）に掲げる条件 （裏面参照） に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 特別返品等包括輸出許可に係る輸出の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特別返品等包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも7年間保存すること（ただし、輸出令別表第1の1の項(5)、(6)、(10)～(12)に掲げる貨物については5年間保存すること）。
- (4) 特別返品等包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 特別返品等包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(2枚目)

通関

税関 申告番号	商品名	船積 数量	輸出の理由 (不良品の返 品、修理、異 品のいずれ かを記入)	送状 金額	積出 港	※通関 年月日	※税関 記名 押印

注(1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 申請書にのり付けにより添付してください。

(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第 6 (Ⅲ-4 (2) 関係) (改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括役務取引許可の範囲

本邦において使用するために提供された技術であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供するもの（輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された技術（当該貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）の場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。）のうち、外国為替令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）を輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域において提供することを目的として取引する場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）

※ 許可又は不許可

この申請を、	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項 外国為替及び外国貿易法第 67 条第 1 項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 2 条第 2 項	} の規定により	次の条件を付して許可する。
			許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成 17・02・23 貿局第 1 号輸出注意事項 17 第 7 号）のⅢの 5 の(2)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(削る)

様式第6 (Ⅲ-4 (2) 関係) (現行)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別返品等包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括役務取引許可の範囲

本邦において使用するために提供された技術であって、不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供するもの（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された技術（当該貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）の場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理（本邦において使用するために輸入されたもの又は輸入されようとしたものよりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。）のうち、外国為替令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）を輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域において提供することを目的として取引する場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）

※ 許可又は不許可

この申請を、	外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	}の規定により	次の条件を付して許可する。
			許可しない。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の(2)に掲げる条件 （裏面参照） に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの5の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 特別返品等包括役務取引許可に係る取引の実績について、許可が有効となった日から起算して3月ごとにまとめて翌月末日までに、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特別返品等包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも7年間保存すること（ただし、外為令別表の1の項のうち、輸出令別表第1の1の項（5）、（6）、（10）～（12）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は5年間保存すること）。
- (4) 特別返品等包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 特別返品等包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの2（1）若しくは（2）の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

注（1） ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式第7 (IV-6 (1) 関係)

(改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特定子会社包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 需要者 (貨物の買主者であって、貨物を費消し、又は加工する者) _____

住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)

2 輸入者 _____

住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)

3 特定子会社包括輸出許可申請に係る貨物の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの5の(1)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの7の(1)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

判る

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特定子会社包括輸出許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 需要者 (貨物の買主者であって、貨物を費消し、又は加工する者) _____
 住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)

2 輸入者 _____
 住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)

3 特定子会社包括輸出許可申請に係る貨物の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの5の(1)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により
 次の条件を付して許可する。
 許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの7の(1)に掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

- 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの7の(1)に掲げる条件
- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
 - (2) 特定子会社包括輸出許可に係る取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
 - (3) 特定子会社包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる輸出の場合は5年間保存すること。
 - (4) 特定子会社包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
 - (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
 - (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定子会社包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		
	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定子会社包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (8) 特定子会社包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定子会社包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 特定子会社包括輸出許可を適用し、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を貨物の輸入者として、A種特定子会社に対して輸出された貨物の管理等について、当該貨物を輸出した申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることがある。
- (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします

様式第8 (IV-6 (2) 関係)
(改正後) (傍線部分は改正部分)

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者) _____

住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)

2 取引の相手方 _____

住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)

3 特定子会社包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの5の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの7の(2)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします

判る

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 利用する者（取引に係る技術の提供を受けて利用する者） _____
 住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)

2 取引の相手方 _____
 住所 _____

(他の申請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)

3 特定子会社包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの5の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの7の(2)に掲げる条件（裏面参照）に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの7の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2) 特定子会社包括輸出許可に係る取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定子会社包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。
- (4) 特定子会社包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定子会社包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地			
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	失効	失効	
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	失効		
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域			
	上記以外	届出	届出	

(注) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。
また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定子会社包括役務取引許可を用いて、当該役務の提供を行わないこと（ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。
- (8) 特定子会社包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定子会社包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 特定子会社役務取引許可を適用し、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を技術の提供を行う企業として、A種特定子会社に対して提供された技術の管理等について、当該技術を提供した申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることがある。
- (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部が取り消されることがある。

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします

様式第9の2

別添I

一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書
(報告の対象となる期間:直近の事業年度(平成 年度))

経済産業大臣 殿

提出年月日 _____ 年 月 日
提出者名 _____
住所 _____
電話番号(担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号: _____

一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供

提供開始時期	提供地(別表第3地域を除く)	取引の相手方の氏名又は名称及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要	提供技術の該当項番	提供技術で製造される貨物の概要	提供技術で製造される貨物の該当項番

(注)報告は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて一つの欄に記載してもよい。)